

## ○防犯指導専門員運用要綱の制定について

(平成 27 年 3 月 10 日例規第 7 号)

この度、別添のとおり「防犯指導専門員運用要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしたので、効果的な運用を図りたい。

別添

### 防犯指導専門員運用要綱

#### 第 1 趣旨

この要綱は、地域住民等が行う自主防犯活動に対する支援、参加促進等を行う防犯指導専門員（以下「指導専門員」という。）の身分、勤務等について、静岡県警察会計年度任用職員任用等取扱要綱の制定について（令和 2 年例規第 20 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 勤務時間の割振り基準

指導専門員の勤務時間等の割振りは、次の基準に基づき署長が定める。

- 1 1 週間における勤務日は 5 日間とし、1 日当たりの勤務時間は 6 時間又は 5 時間とする。この場合において、署長が必要と認めるときは、1 週間における勤務日を変更することができる。
- 2 勤務時間は、次の 7 基準とし、週 4 日を A・B・C・D 勤務の中から、週 1 日を E・F・G 勤務の中からそれぞれ選択することができる。ただし、事務の都合によりこの基準により難しい場合は、署長の定めるところにより、勤務時間が午後 9 時を超えない範囲で変更することができるものとする。
  - (1) A 勤務 午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
  - (2) B 勤務 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
  - (3) C 勤務 午前 10 時 15 分から午後 5 時 15 分まで
  - (4) D 勤務 午後 1 時 45 分から午後 8 時 30 分まで
  - (5) E 勤務 午前 8 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
  - (6) F 勤務 午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
  - (7) G 勤務 午前 10 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

#### 第 3 勤務場所

指導専門員は、本部長が指定した署の生活安全（刑事生活安全）課において、署長の指揮の下に勤務する。

#### 第 4 身分証明書等

- 1 指導専門員は、勤務時間中、身分証明書（様式第 1 号）を携帯し、関係者等から請求があったときは、提示しなければならない。
- 2 指導専門員は、業務の内容に応じ、防犯指導専門員活動用ベスト（様式第 2 号）を着装することができる。

- 3 指導専門員は、各種作成書類に職名を記載するときは、「防犯指導専門員」と表記する。

## 第5 職務

指導専門員は、次に掲げる業務に従事する。

- 1 地域住民等が行う自主防犯活動への同行並びに地域住民等との協働活動を通じた専門的な助言及び効果的な活動方法等の提案
- 2 防犯ボランティア団体間の交流、連携活動等の仲介支援
- 3 防犯ボランティア団体、自治会等の民間防犯組織と行政等関係機関、地区防犯協会等との連絡調整
- 4 若者世代及び現役世代の自主防犯活動への参加促進に向けた各種活動の企画立案及び継続支援
- 5 防犯講話、防犯教室等の防犯活動の実施
- 6 防犯ボランティア団体等への情報発信
- 7 青色防犯パトロール活動の普及促進、書類作成等事務手続に関する指導及び実施者講習の実施
- 8 前記1から7までのほか、自主防犯活動の活性化、住民の防犯意識高揚等のため署長が必要と認める活動

## 第6 職務上の留意事項

指導専門員は、職務を行う上で、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 特別な権限が付与されているものではないことを十分認識し、職務範囲を逸脱しないように慎重かつ適切に行うこと。
- 2 常に身体、服装及び態度を清潔かつ端正にし、品位の保持に努めること。
- 3 署員及び関係機関・団体と緊密な連携を図り、効果的な活動に努めること。
- 4 職務上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。また、その職を退いた後も同様とする。

## 第7 運用上の留意事項

署長は指導専門員の運用に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 指導専門員に対し、個人情報の保秘に関する事項のほか、指導専門員の職務に必要な事項に関する指導教養を計画的に実施すること。
- 2 署幹部による指導監督を励行させ、勤務実態を常に把握すること。
- 3 署員及び関係機関・団体との連携に努めさせ、良好な関係を保持させること。

## 第8 報告

指導専門員に係る各種報告は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

- 1 指導専門員は、勤務時間中における業務内容を防犯指導専門員勤務日誌（様式第3号）に記載し、署長に報告すること。

- 2 署長は、毎月の指導専門員の活動状況を防犯指導専門員活動月報（様式第4号）により取りまとめ、翌月10日までに県本部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を経由し、本部長に報告すること。
- 3 署長は、指導専門員の活動に伴う効果的な事例、紛議、事故等を認知したときは、その都度、生活安全企画課長を経由して速やかに本部長に報告すること。

#### 第9 派遣要請

- 1 指導専門員が配置されていない署の長は、生活安全企画課長に連絡の上、指導専門員が配置されている署の長に対し、防犯指導専門員派遣要請書（様式第5号）により、指導専門員の派遣を要請することができるものとする。
- 2 前記1の規定による要請を受けた署の長は、必要であると認める場合は、派遣を承認するものとする。この場合において、派遣された指導専門員は、派遣先の署長の指揮の下に勤務するものとする。